



賠償責任保険普通約款／賠償責任保険追加条項／施設所有管理者特約条項／生産物特約条項／商賠上手追加条項 他

ひょうご共済の「商賠上手」なら、**事業活動にかかわる「賠償リスク」を包括的にカバー**できるので安心です！

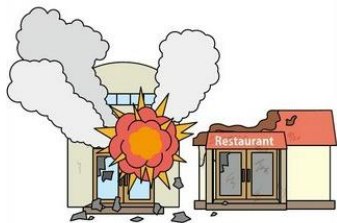
約**59.1%**
割安!
(同一保険会社・従来型商品比較)

ご好評につき、平成29年4月ご加入分から更にお安くさせていただきます！

☆充実の基本補償



業務中・営業中の事故、施設の事故



お店でプロパンガスが爆発し、隣の店舗が全壊した。



お店の看板が落下し通行人がケガをした。



店員が顧客にコーヒーをこぼし、やけどを負わせた。



自転車で配達中、通行人とぶつかり、ケガをさせた。

製造・販売した商品が原因の事故



販売したお弁当を食べた顧客が食中毒になった。また、食中毒の拡大防止のため同日に製造したお弁当を回収した。



お店で提供した食品の加熱が不十分で顧客が食中毒になった。

預かり物を原因とした事故



顧客から預かったかばんを汚損、破損してしまった。

※保険期間中100万円が支払限度額となります(貴重品は5万円限度)。

その他の基本補償

傷害見舞費用
(施設内でケガをされた方へのお見舞金)

被害者対応費用
事故対応特別費用

生産物(商品)自体の損害
生産物(商品)回収費用



施設の利用者が足を滑らせ階段から転落した。(賠償責任の有無を問いません。)

※お支払内容、支払限度額等については、パンフレットまたは約款をご参照下さい。

・身体賠償発生時のみ
・保険金額×3%限度

人格権侵害



お店の中に、顧客を閉じこめたまま閉店し、翌日まで気がつかなかった。

「人格権侵害」
・不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損
・口頭、文書等による名誉毀損、プライバシー侵害
「宣伝障害」
・宣伝に付随する名誉毀損、プライバシー侵害
・著作権侵害

※人格権侵害または宣伝障害の支払限度額は、被害者1名につき100万円、1事故・保険期間中につき1000万円となります。

☆オプション(飲食業向け)

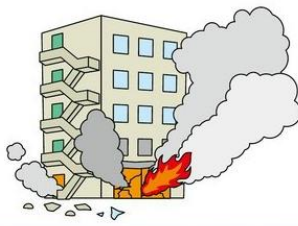
食中毒による休業補償



・食中毒の発生
・所定の感染症発生等の事故発生により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた休業損失に対する補償

食中毒の発生またはその疑いで被保険所から営業停止措置を受けた。

借家人賠償



テナントとして入居した店で出火させてしまい焼失した。(建物所有者への賠償)

借用している施設(事務所または店舗)が火災、破裂または爆発により破壊または爆発により壊した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(1戸室につき3000万円限度)

☆団体保険制度のため、割安です！

ひょうご共済の「商賠上手」は、兵庫県共済の組合員の皆様のための団体保険制度です！だから、とても**割安な保険料**です！

「商賠上手」は、4つの加入タイプから選んでご加入いただけます。

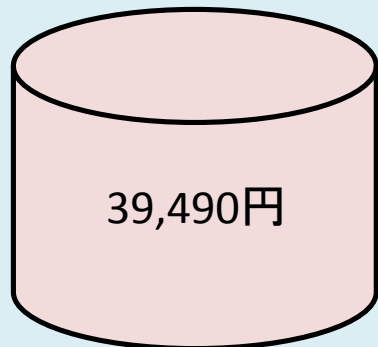
加入タイプ	お支払限度額
A	5000万円
B	1億円
C	2億円
D	3億円

※お支払限度額は、「製造・販売した商品」を原因とした事故についてのみ保険期間中の限度額となります。

保険料試算例

※業種ごとに保険料率は異なります。具体的なお見積につきましては、ひょうご共済までお問い合わせ下さい。

業種: レストラン ・ 前期売上高5000万円・
お支払限度額5000万円(Aタイプ・基本補償のみ)にご加入の場合



同じ補償内容で、同一保険会社の従来型商品に契約した場合

23,330円のコスト削減！



ひょうご共済の「商賠上手」に加入した場合

約**59.1%**
割安!
(同一保険会社・従来型商品比較)

■このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、専用パンフレット「県共済の商賠上手」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◆取扱代理店



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

〒650-0011
神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター4F
TEL 0120-655-666 FAX 0120-81-9031
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

◆引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

神戸支店 法人第一支社
〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17
TEL: 078-333-2595
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

◆取扱窓口